

令和6年度農山漁村発イノベーション熊本サポートセンター 業務委託企画コンペ実施要領

令和6年3月18日
熊本県農林水産部流通アグリビジネス課

1 趣旨

熊本県では、民間の専門家（地域プランナー）による農林漁業者等の個別相談対応など、県内の農林漁業者等の農山漁村発イノベーション（6次産業化含む）の取組みを推進する支援機関（以下「農山漁村発イノベーション熊本サポートセンター」という。）を設置するため、その業務を受託する者の選定について、企画コンペ方式により下記のとおり実施します。

※「農山漁村発イノベーション」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組み。

2 委託業務の内容

令和6年度農山漁村発イノベーション熊本サポートセンター業務委託
仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

4 委託上限額

7,186,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※運営財源は、国の農山漁村振興交付金

5 対象となる経費

本業務の対象となる経費は、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和6年4月1日付け4農振第3547号農林水産省農村振興局長通知）」別記2-2の別表1事項2の（1）アに掲げる経費とし、別記2の別表1事項2の（2）の「交付対象としない経費」についても留意すること。

6 スケジュール（予定）

令和6年3月25日（月）17時 企画コンペ参加申込、及び質疑受付期限
（参加申込、質疑については、電話で到着確認をすること。）
令和6年4月 1日（月）17時 企画提案書提出期限
令和6年4月 8日（月）頃 企画コンペ審査会（書類審査）
令和6年4月上旬以降 審査結果の通知・契約の締結

7 参加資格

応募できる者は、熊本県内に本社若しくは支店又は営業所を有する民間企業、特定非営利法人、又はその他の法人で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間に、熊本県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。

8 提出書類及び提出方法等

- (1) 参加申込書（様式1）及び質問書（様式2）※様式2については該当がある場合
 - ① 提出方法 : 持参又は郵送
 - ② 提出期限 : 令和6年3月25日（月）17時必着
- (2) 企画提案書（様式3）、積算内訳（様式4）及び「事業者の取組に関する申出書（様式5）」
 - ① 提出方法 : 持参又は郵送
 - ② 提出部数 : 各6部（正本1部、副本5部）
 - ③ 提出先 : 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部流通アグリビジネス課
 - ④ 提出期限 : 令和6年4月 1日（月）17時必着
※郵送の場合も同様
 - ⑤ その他 : 企画提案書は、様式内の項目毎に詳細に記載して作成すること。
令和6年度の委託契約期間中に本事業を実施するために必要な経費の全ての額を記載した積算内容とすること。

人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき算定すること。

※なお、以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・企画提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
- ・参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・審査委員又は関係者に提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

※提出された提案書の取扱は、以下による。

- ・提案書は返却しない。
- ・提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・提案書は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- ・提案書は、熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

(3) 過去の類似実績及び提案に関する有効な資料（様式は任意）

過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料（委託元、受託業務の概要等）

9 委託先の決定方法

企画提案書の内容等について選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

(1) 期日 令和 6 年 4 月 5 日（金）頃

(2) 実施方法 提出された企画提案書について、応募要件を満たしている者を対象に、以下（3）の評価基準に基づき書類審査及び委託候補者の選定を行う。

(3) 評価基準

- ① 事業の目的、仕様書に合致した具体的な内容が記されているか。
- ② 実現可能な手法及びスケジュールであるか。
- ③ 主たる責任者に管理能力があり、農山漁村発イノベーション（6 次産業化含む）に関する専門的知見を有する人的資源があり、地域プランナーとの調整など、農林漁業者等からの要望課題に応じた支援の実施が行えるネットワークを有しているか。
- ④ 経理について、複数の者によるチェック体制が確立されているか。
- ⑤ 行政、関係機関等と随時連絡調整を行い、連携して事業を遂行できる体制となっているか。
- ⑥ 業務受託者の財政的基盤は安定しているか。
- ⑦ 類似・関連事業の実績はあるか。
- ⑧ 業務を円滑かつ効果的に推進するための工夫があるか。
- ⑨ 効果を高めるための有効な方策が提案されているか。
- ⑩ 事業内容に見合った適正な経費で、精度の高い積算がなされているか。

10 委託契約の締結

県は委託候補者と業務内容、概算払支払の時期等契約条件について協議を行い、合意したのちに予定価格の範囲内で委託契約書を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

11 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

12 委託料

業務の円滑な遂行のため、地域プランナー等への謝金及び旅費、会場費等を速やかに支払う必要があるなど、業務実施上必要と認める場合は、委託料の100パーセントに相当する額を限度として概算払いを行う。

13 その他

- (1) 企画提案は、1者につき1点とする。
- (2) 企画コンペへの参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画書等の提案資料は返却しない。
- (3) 企画コンペに関する質疑は所定の期日まで受け付けることとし、参加申込者全てに対して回答する。
- (4) 企画コンペの結果については、採用・不採用にかかわらず後日書面で通知する。
- (5) 審査内容に関する問い合わせや異議は一切認めない。
- (6) 本業務の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

14 問合せ・参加申込先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県農林水産部流通アグリビジネス課 野田、春崎

TEL：096-333-2377

FAX：096-383-0380